

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[日本証券業協会]

令和2年4月

(LIBOR 関連抜粋版)

### LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について

- LIBOR については、令和3年末という時限を意識し、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下でご対応をお願いしてきたところ。先般公表した「LIBOR 利用状況調査結果の概要及び求められる今後の主な対応」及びLIBOR の代替指標の選択肢の一つであるターム物リスク・フリー・レートの構築に向けた動きについて以下のとおりご説明させていただく。これらが、LIBOR からの移行のさらなる促進に繋がることを期待している。
- 第一に、LIBOR 利用状況調査について、本年3月に、その結果の概要等を公表した。内容をぜひご一読いただきたい。調査結果について、証券会社分を見ると、①LIBOR を参照したデリバティブ契約を自らが主要行を上回る規模で保有している点、②発行体が発行した債券を中心とするLIBOR 参照金融商品を個人を含む投資家に多く販売している点に特徴がある。このような特徴を踏まえ、LIBOR からの移行に向けたアクションを進めることが重要。大手証券会社においては、既に取り組みに着手しているところもあると理解しているが、金融機関に求められる今後の主な対応は次のとおり。
  - ・ まず、顧客対応についてであるが、自らが契約当事者となっている契約については、令和3年末を超えるLIBOR 参照契約に必要最低限フォールバック条項を手当てすることが重要である。ターム物リスク・フリー・レートが存在しないことなどを理由として対応を先延ばしすることが無いよう、コンダクト・リスクの観点から踏まえて、早期に研修等を通じた職員への浸透を図るなど、顧客説明に向けた準備を進めたうえで、出来ることから顧客説明に着手する必要がある。また、LIBOR 参照契約の増加を抑える観点からは、リスク・フリー・レートを参照する新規商品の開発や、LIBOR を参照している新規契約の取扱い方針の決定を早期に進めることが肝要である。一方で、発行体が発行した金融商品を投資家に販売しているケースについては、証券会社にどこまで対応が求められ

るかとの議論はあるが、証券会社は発行体、投資家の双方を顧客としているため、移行手続きを円滑に進めるための「顧客対応」を期待している。例えば、LIBOR からの移行に向けた発行体への対応として、社債権者集会での対応だけでなく、早期償還条項がある債券についてその活用を促す等、金融の専門家としての知見を踏まえた様々なアドバイスを行い、発行体が適切かつ遅滞ない対応を取っていただけるよう懇懇いただきたい。

- ・ 次に、システム対応について、改修が必要なシステムの設定が既に完了している場合であっても、システム改修には時間とコストがかかることから、システムの優先順位付け、スケジュールの明確化、予算の確保等を進めていただく必要がある。

金融庁は日本銀行と連携し、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、こうした対応が適切に進められているか、モニタリングを実施していく。その際、今後の移行状況を踏まえ、より具体的なマイルストーンを設定することや、オンサイトモニタリングの実施についても検討したいと考えている。

- 第二に、本年2月、ターム物リスク・フリー・レートの参考値の算出・公表主体として、株式会社 QUICK が選定された。ターム物リスク・フリー・レートは、円 LIBOR の代替指標として、市場関係者から構築のニーズが高い金利指標と承知しており、今般、その参考値の算出・公表主体が決定したことは、重要な進展と考える。

参考値について、ターム物リスク・フリー・レートは、OIS (Overnight Index Swap) のデリバティブ市場データに基づいて構築が予定されているところ、OIS 市場の活性化が足元の課題と認識している。そのためには、何より多くの市場参加者がこの市場を利用することが重要である。このような観点から、是非新規の金利スワップ取引に OIS 取引を利用すること等の対応を進めていただきたい。巨額の LIBOR スワップエクスポージャーを有している証券会社におかれては、LIBOR 公表停止が間近に控える中で、LIBOR が存在しないデリバティブ市場を見据えた対応を進めていく必要性をご認識いただきたい。

ターム物リスク・フリー・レートを、頑健で信頼のおける金融指標とすべく、日本円金利指標に関する検討委員会での議論に加え、金融庁・日

本銀行・民間の市場参加者が連携して知恵を絞っていかなければならないと考えており、これに向けて何か課題となっているものがあれば教えていただきたい。